

第3 計画推進のための基本的事項

1 平成32年度に向けて目指す方向

平成22年度に策定された「第2期芦別市障がい者計画」における「ノーマライゼーション」を普遍的理念とし、本計画においては、在宅で生活する障がいのある人自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活の継続支援にも目を向け、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を行い、引き続き、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」や、「本人が希望する暮らしの実現」を目指し、北海道及び地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。

2 計画推進のための基本的な考え方

(1) 権利擁護の推進

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

(2) 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受け入れ地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、対処可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、北海道が行う広域的・専門的な相談支援や本市における相談支援体制の充実を図ります。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取り組みや在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

(3) 障がい児支援の充実

児童福祉法に基づく障がい児（身体障がい者手帳又は療育手帳を

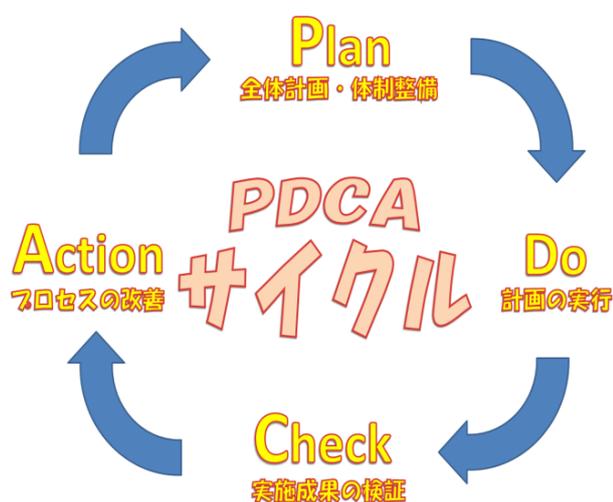
所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。)の支援について、子ども・子育て支援法の施行を踏まえ、保健、保育、教育等の関係機関と協力して、本児及びその家族に対する支援体制の整備を行います。

(4) 就労支援の充実

障がいがあっても、本人の希望や障がい特性等に応じて、地域において、いきいきと働くことができるよう、自立に関する就労移行支援事業を中心に、地域や企業・関係機関との連携を図りながら、就労機会の拡大や定着支援を推進します。

3 計画推進に係る目標値の見直し

障がい福祉計画の策定から実施に際し、次のPDCAサイクルのとおり適切なサービス支給量を見込むため、毎年直近の実績と数値目標を精査し、計画の見直しを図っていきます。



Plan ～ 適切な計画を作成するため、庁内及び関係機関とともに計画の策定推進を図ります。

Do ～ 計画の実施に当たり、支援体制を充実させ、ニーズに応じた適正な計画を実行します。

Check ～ 数値目標に対する達成状況等について、毎年報告し、達成状況を点検評価し、課題の確認を行います。

Action～ 法改正及び大幅な利用者のニーズが変更された場合、本計画の見直しを行います。